

京都市告示第276号

児童福祉法第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年7月7日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 T-aim	児童発達支援	KIDACADEMY 京都 西院校	京都市右京区西院東 貝川町32 スクリーン3233 1階	令和7年 6月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)